

付属機関等の設置状況

項 目	内 容
① 付属機関等の名称	川西市人権施策審議会
② 事務局（担当課）	市長公室 人権推進多文化共生課 内線：2412
③ 設置の根拠	地方自治法第138条の4第3項 川西市付属機関に関する条例 川西市人権施策審議会規則
④ 設置年月日	平成21年4月1日
⑤ 所掌事務	審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策の策定・実施に関する重要事項及び総合センターの運営について調査審議する。
⑥ 委員数	9 名（うち、女性委員数 4 名）
⑦ 委員の任期	2 年 現行委員の任期 令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日
⑧ 委員の構成（選出基準）	学識経験者、人権推進団体の役員、人権擁護委員、ほか特に市長が必要と認める者
⑨ 諮問答申事項等	
⑩ 部会等の名称及び役割	無
⑪ 委員名簿	別紙のとおり